

地域住民の協力による住宅前道路除雪に関するQ & A

Q 1 : なぜ町内会等の地域住民による住宅前道路除雪の取組を進める必要があるのですか？

A 1 : 現在、住宅前道路除雪事業による住宅の敷地入口部分（間口）の除雪は、道路除雪と一体的に道路除雪事業者が実施していますが、近年の道路除雪事業者数の減少、重機オペレータの人材不足及び本事業の対象世帯の増加により、これまでどおりの体制での作業に支障が生じ、作業体制の見直しが必要な状況にありますことから、地域の皆様の御協力をいただきながら、高齢者・身体障がい者の安心・安全な生活を確保しようとするものです。

Q 2 : どういった降雪状況の場合に、町内会で除雪活動をするようになるのですか？

A 2 : 本事業は、住宅地等の「生活道路」「生活幹線道路」に面した世帯が対象で、これらの道路は朝までの降雪量が15cmを超えることが予想される場合に除雪車が出動することになっており、この基準により除雪車が出動した日に活動いただくことになります。

町内会では、除雪車による道路除雪作業完了後の時間（おおむね午前7時頃）から、その日の午前中の中に作業を終えるようお願いいたします。

Q 3 : 町内会での活動を検討する上で、自分の住んでいる町内会に対象世帯がどのくらいあるのか教えてもらうことはできますか？

A 3 : 今回の案内文書に、各町内会ごとの昨年度の住宅前道路除雪事業の対象者数を記載しておりますので、参加を検討する上での参考にいただければと思います。具体的な対象者の住所を確認したい場合は、ご面倒ですが直接担当までお問い合わせください。

また、今年度の予定対象者については、10月6日に申込みを締め切り、10月下旬までに名簿を整理します。その頃お問い合わせいただければ今年度の予定対象者についてもお伝え致します。

Q 4 : いつ除雪車が出動するかわからないので、出動した場合に連絡はもらえるのですか？

A 4 : 除雪車が出動した場合、旭川市又は除雪センターから協力町内会の代表の方に連絡をいたしますので、代表の方から協力者の皆様に御連絡をお願いいたします。連絡は、出動当日のおおむねAM6:30～7:00の間に携帯電話のショートメッセージサービス（SMS）を活用して送付します。

Q 5 : 町内会が実施する除雪作業の範囲は、対象世帯のどの部分ですか？

A 5 : 本事業は、間口部分に雪を残さないよう配慮するもので、町内会の方が実施する場合は、市道上の間口部分おおむね1.5m幅の除雪をお願いいたします。
住宅の敷地内や車庫・物置の前などは、作業の対象とはなりません。

Q 6 : 町内会が活動した場合に支払われる協力費は、どのくらいの額ですか？

A 6 : 協力費については、活動の対象となる世帯1世帯・1シーズン当たりの単価を設定し、作業回数にかかわらず定額で町内会にお支払いいたします。
単価は、過去の降雪量を参考に、除雪センターの担当地区を基本に地区ごとに5,500円から8,300円の範囲で設定しています。
(地区ごとの単価については、別紙「地域住民の協力による住宅前道路除雪の取組について」の協力費単価表をご覧ください。)

Q 7 : 活動を行う町内会は、必ず傷害保険に加入しなければなりませんか？

A 7 : 万が一の事故等に備え、活動を開始するまでに傷害保険及び賠償責任保険の加入をお願いいたします。
新たに保険に加入した団体については、対象世帯数に応じた規定額を協力費に加算いたします。
なお、旭川市市民委員会連絡協議会が毎年取りまとめを行っている住民活動保険やこの活動時の事故等が補償の対象となる他の保険に加入している場合は、改めて加入する必要はありません。

Q 8 : 除雪作業に使用する用具は、どうすればよいですか？

A 8 : 作業用具については、町内会や協力される方、御自身で御用意いただきま
すようお願いいたします。
なお、対象世帯の方の了解が得られた場合は、そのお宅の用具をお借りし
て作業を行っていただいても結構です。

Q 9 : 協力団体として活動の申込みをした場合、実際の活動を開始するまでに、
どのような準備が必要ですか？

A 9 : 活動の申込みをいただいた町内会には、11月中旬までに協力団体決定通知
書と今年度の対象者予定名簿をお送りします。現地確認の上、対象世帯の
方と作業範囲や雪をよける場所等について、打合せを行っていただくこと
になります。